

さいたま市告示第 8 4 8 号

さいたま市地区計画等案作成手続条例（平成 1 3 年条例第 2 4 1 号）第 2 条の規定に基づき地区計画等の原案を縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 1 6 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 地区計画等の原案のうち種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称 北袋町 1 丁目地区

位置 さいたま市大宮区北袋町 1 丁目の一部

区域 約 16. 3ha

2 地区計画等の原案の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

さいたま市都市局都市計画部北部都市計画指導課

さいたま市都市局都市計画部南部都市計画指導課

(2) 縦覧期間

令和 7 年 5 月 1 6 日（金）から令和 7 年 5 月 3 0 日（金）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

3 原案に対する意見書の提出期間及び提出先

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 6 日（金）まで

ただし、土・日曜日、祝日は除く。

(2) 提出先

さいたま市長 清 水 勇 人（送付先；2 (1) の縦覧場所）